

## 和泉市が資源物の持ち去りを禁止に

～令和8年第1回定例会で条例改正～

和泉市は、家庭や住民団体が排出した資源物を、市や住民団体から委託を受けた事業者以外の者が持ち去りを行うことを禁止するため、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例を一部改正した。

■条例の目的は、市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物(紙類、缶・ビン類等)の持ち去り行為を禁止することにより、適正なリサイクルの推進を図るため。

■また、和泉市は、住民団体が自主的に資源物を回収した場合、その量に応じて奨励金を交付しているが、住民団体から委託を受けた事業者が回収する前に、資源物を持ち去る者がいるため、住民団体の収入が減少するという問題が生じていた。

■このため、資源物の持ち去り行為を禁止するため、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例を一部改正した。

■持ち去り行為の禁止命令を受けても、なお、禁止行為を行う違反者に対しては、その内容及び氏名又は名称を公表する。